

第 5 章

計 画 の 推 進

1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

そのため、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障がいの程度や緊急時における支援の必要性などを、地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

また、障がいのある方の重度化や高齢化が進む中、障がいのある方が安全・安心に地域の中で自立して生活できるように、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

さらに、精神障がいのある方の地域生活への移行を推し進めていくため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場の確保を目指し、函館市、七飯町との連携や渡島圏域での対応を含め、精神障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進するための取組みを進めていくことが重要です。

広報などによる障がいへの理解を促進するための情報発信や、ポスター掲示などによるヘルプマーク等の普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリー教室を行うなど、障がいに関しての理解を深めていくとともに、障害者差別解消法の施行を受け、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備を進めるよう努めます。

2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりに取り組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々々の障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価（PDCAサイクル）を行い、サービス量などについて必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。

(2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、市の関係部署や国、北海道、他市町村、町内会・自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

(3) 財政基盤の確立

障がい福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。